

呉市入札心得

- 1 入札金額はアラビア数字で記載すること。
- 2 入札の無効
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は保証に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札（免除された場合を除く。）
 - (4) 記名押印を欠く入札（電子入札システムを使用した入札を除く。）
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (9) 同一事項の入札について二以上の入札をした者の入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した者の入札
- 3 入札に関する条件等
 - (1) 現場説明（発注内容、契約条項及び入札方法等の説明）に参加しなかった者及び現場説明に代わり仕様書等を貸し出す場合において当該仕様書等を受領しなかった者は、入札に参加することができない。
 - (2) 指名競争入札において、入札者が一人の場合は、その入札は原則として不成立とする。
 - (3) 引続き再度入札に参加する場合の入札金額は、直前の最低入札金額（発表した金額）を下廻ったものでなければならない。
 - (4) 初度の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。
 - (5) 入札書の引換え又は撤回はできない。
 - (6) その他市長が定める入札条件に違反し、又は公正な入札の執行を妨げた場合は、その者の入札を無効とし、又はその者を入札に参加させないことがある。
- 4 落札の特例

最低制限価格が設定されない場合でも、予定価格を著しく下廻った入札をした者については、落札者とししない場合がある。